

副食費（おかず、おやつ代等）の取扱いについて

■副食費について

副食費とは、おかず代やおやつ代等のことです。幼児教育・保育の無償化制度の開始までは保育料の中に含まれていました。無償化の対象となるのが保育に係る費用のみであるため、副食費は無償化の対象にはならず引き続き利用者負担となります。

■副食費の支払い方法について

副食費は通所している施設に直接お支払いいただくようになります。

支払い方法等については通所している施設にお問い合わせください。

■副食費の免除について

副食費は「年収 360 万円未満相当世帯の子ども」又は「第 3 子以降の子ども」に該当する場合は徴収が免除されます。

年収 360 万円未満相当世帯

- ・市区町村民税非課税世帯
- ・市区町村民税所得割額の合算が 77,101 円未満の世帯

【免除判定の対象となる税額】

当該年度 4 月～8 月分の副食費：前年度の市区町村民税所得割額

当該年度 9 月～3 月分の副食費：当該年度の市区町村民税所得割額

第 3 子以降の子ども

同一世帯内の小学校第三学年修了前の子どもを算定対象とします。

※小学校就学前の子どもは保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合に算定対象人数に含めます。

■副食費免除通知について

【定例】

4 月、8 月（※1）に免除対象者のみ「副食費免除のお知らせ」を送ります。

※1 副食費免除判定の対象となる税額の切り替えに伴う通知

【随時】

年度途中に入所した場合等は、免除対象者のみ「副食費免除のお知らせ」を送ります。

■副食費免除の解除について

免除期間中に免除を解除する場合は、「副食費免除解除通知書」を送ります。



<お問い合わせ先>

太宰府市 健康福祉部 保育児童課 保育所係

TEL：092-921-2121（内線 317・319・382）

E-mail：hoiku-jido@city.dazaifu.lg.jp